

2003年3月19日

東京都千代田区霞ヶ関二丁目1番1号  
警視庁 警視總監 石川 重明 様

東京都足立区

半澤 一宣

告 発 状

本日、東武鉄道株式会社（東京都墨田区押上）が、鉄道営業法および東京火災予防条例に違反する疑いのある行為を開始しましたので、以下の通り告発いたします。

本日、東武鉄道は帝都高速交通営団半蔵門線を経て東京急行電鉄田園都市線への直通運転を開始しました。ところが東武鉄道はこの直通運転列車に、電車内での違法な喫煙（鉄道営業法第34条第1号違反行為）の温床となつてゐる構造上の欠陥を有する車両を使用しています。

この直通列車は全列車10両編成で運転されますが、東武鉄道はこの直通運転用の300系車両を6両編成と4両編成しか保有

していません。東武鉄道受け持ちの直通列車はすべて6両編成と4両編成をつないで10両編成としています。このとき連結部の乗務員質部分に貫通路が設置されませんが、乗客がこの貫通路と客室とを仕切る扉を閉め、この扉に内蔵されている遮光幕をみだりに下げることにより、この貫通路部分を客室から目隠しされた個室状態とすることができてしまいます。（証拠写真1～6）

東武線内では、一部の乗客がこの車両構造の欠陥を悪用して電車内で喫煙するという行為が、以前から多発しています。その証拠に、この貫通路の床にはたばこを踏み消した時にできたおしりか考えられない焼け焦げ跡を容易に見つけることができず（証拠写真7）し、実際に貫通路内に踏み消された吸殻が残されてゐることも珍しくありません。

私は1982年の6月ごろに、この貫通路内で喫煙する乗客に「けむくて迷惑だからたばこをやめて下さい」と抗議して報復の暴力行為を受けたことがあります。私はこのような被害の再発防止のために、電車内での違法な喫煙を可能ならしめてゐる車両構造の欠陥をなくすために車両構造を改良する工事を実施してほしむ旨、機会あるたびに東武鉄道に要請を重ねてきました。（証拠文書1）更に

先月18日に大韓民国大邱(テグ)市で地下鉄放火事件が発生してからは、私はこの貫通路部分の欠陥構造を悪用した喫煙と何か想定外の要因とが複合しての火災やガス爆発、更にはサリン散布などのテロ工作にもこの欠陥構造が悪用されうる危険性についても警鐘を鳴らし、乗客へのこれらの危害を未然に防ぐためにこの欠陥構造をなくすための車両改造工事が完了するまで営団(東急線への直通運転開始を延期すべきである旨、東武鉄道に働きかけを行いました。)(証拠文書2、3、および5)しかし東武鉄道は、合理的根拠を示すべき説明責任を果たさないまま車両改造工事の着手を先送り、すなわち欠陥構造を放置し続け、(証拠文書4および6)本日の直通運転開始に至ったものであります。

東武鉄道が、自ら保有する車両に右に記した構造上の欠陥が存在すること、その欠陥構造を悪用した喫煙等の迷惑行為がこれまで長年にわたり利用者にマナー向上の呼びかけを続けてきているはずにもかかわらず未だなくならずにいるへすなわちマナー向上の呼びかけが迷惑行為を抑制する実行力を有さないこと、そしてその喫煙行為に起因する受動喫煙の強要や暴力行為などの被害が現実に

発生している(すなわちマナー向上の呼びかけに応じず周囲の迷惑を顧みない喫煙者の中には自らの喫煙行為を正当化するために暴力に訴える者も存在する)ということ、などの事実を認識していることは、これまでの事実経過から明白です。

にもかかわらず、東武鉄道は一連の問題の根源的な原因である車両の欠陥構造をなくすべき対策を、少なくとも私が暴力被害を受け、た1982年以降の実に21年間以上にわたって私の再三の要請を拒絶する形で怠り、すなわちこの欠陥構造を放置し続けています。この長年にわたる不作為の事實は、この欠陥構造を悪用した喫煙行為とこれに起因する受動喫煙被害や暴力被害が再発したり、更には右に記した複合要因による火災やテロなどさえ発生しても構わない、または発生してもしかたがないという、いわゆる未必の故意の認識が東武鉄道に存在していることを証明するものです。

このような、公衆衛生上、治安上、ならびに防災上の安全を確保すべき義務の履行を、私がくり返し要請しても確信的に拒み続け、東武鉄道の現在進行形の不作為は、明らかに鉄道営業法第25条に言う「職務上ノ義務ニ違背シ又八職務ヲ怠リ旅客若八公衆ニ危害

害ヲ醸スノ虞アル所為ニ該当するものです。そして、この東武鉄道の不作為（右に記したような危害を醸すおそれのある状態の放置）が21年間以上の長きにわたつている悪質さや、欠陥構造をなくすための車両改造工事を実施する経費の支出を免れようとする、すなわち利潤追求のために利用者の安全の確保（危害防止）を犠牲にするという、交通事業者としての倫理に背く反社会性などを考慮すると、この車両の欠陥構造を悪用した行為を原因とする様々な事故や事件の発生を未然に防ぐためにも、東武鉄道に対して公訴を提起し同法に基づき法定刑を科すべき必要があると考えられます。

同時にまた、このような車両の欠陥構造を放置し続ける東武鉄道の不作為は、東武鉄道の真意がどうであれ、電車内の違法かつ危険な喫煙行為の結果として幫助するものです。そして、地下鉄の電車内が京都火災予防条例第23条第1項第5号に言う「火災が發生した場合に人命に危険を生ずるおそれのある場所」であることは、先月の大韓民国の事件の例から明白です。従つて、車両の欠陥構造の放置という不作為を通して地下鉄電車内の喫煙行為をも実体として幫助し始めた東武鉄道の行為は、同条例同条第5項に言う

、喫煙行為を制止すべき義務に明らかに違反する行為であり、営団半蔵門線や東急田園都市線の地下線区間の利用者への危害を未然に防ぐためにも、同条例第67条の2第1号および第68条に基づき、東武鉄道に法定刑を科すべき必要があると考えられます。

以上の理由により東武鉄道株式会社を告発いたしましたので、すみやかに捜査または送検手続きをお取りいただきたく、お願い申しあげます。

なお、本件告発にかかわる証拠写真および文書については、第1305629053号書留配達証明郵便にて別に送付いたしますので、ご参照ねがいます。

また、東武鉄道に対しての処分が決定しました。また、その内容（不起訴または起訴猶予と決定された場合）にはそのなるべく詳細な理由も）をすみやかに私に（できれば書面にて）ご連絡ください。また、私に（できれば書面にて）ご連絡ください。また、私に（できれば書面にて）ご連絡ください。

以上、

記事

書留郵便物引受番号と配達完了日  
および配達郵便局  
第1245番  
平成15年3月19日  
東京中央郵便局にて配達完了